

## **一般社団法人日本口腔衛生学会論文奨励賞規程**

### (趣旨)

第1条 この規程は、口腔衛生学の発展に寄与した優れた論文の著者を表彰し、口腔衛生学分野の研究者の育成を図るためのものである。

### (名称)

第2条 表彰の名称は口腔衛生学会論文奨励賞とする。

### (対象)

第3条 口腔衛生学会論文奨励賞の受賞対象は次の各号に該当する者とする。

- ・3年以上の会員歴を有する日本口腔衛生学会の会員であること。
- ・論文発表時点で原則として40歳未満であること。
- ・当該年（巻）の口腔衛生学会雑誌に掲載された原著論文の筆頭筆者であること。
- ・過去に本賞を受けたことがないこと。

### (選考および表彰)

第4条 口腔衛生学会雑誌編集委員会は、論文査読委員の推薦を受けた候補論文の中から受賞候補者を選考し、理事会に報告する。

第5条 理事長は、理事会の決定を受けて表彰する。

- ・表彰は年一回とし、日本口腔衛生学会学術大会時に行う。

第6条 前条の授与を行ったときは、受賞者の氏名、論文の評価等を口腔衛生学会雑誌に発表する。また、日本口腔衛生学会は受賞論文を日本歯科医師会生涯研修事業へ提供するものとする。

### (その他)

第7条 受賞候補者の選考基準は、編集委員会において別に定める。

第8条 この規程の改正は、理事会の議を経て社員総会の承認を得る。

### 附則

1. この規程は平成11年1月から施行する。
2. この規程は平成20年10月3日から施行する。
3. この規程は平成25年5月16日から施行する。
4. この規程は平成27年5月27日から施行する。
5. この規定は令和2年4月24日から施行する。
6. この規定は令和4年5月13日から施行する。